

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第113号）（教育委員会事務局生涯学習部）

京都市久世ふれあいセンターの図書施設の利用者の拡大を図るため、次のとおり当該図書施設の休所日及び開所時間を変更することとしました。

1 休所日の変更

改正前	改正後
火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）、毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの水曜日が休日に当たる場合を除く。）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開所時間の変更

(1)

改正前	改正後
午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たる場合を除く。）は、午前10時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前10時から午後7時まで

(2)

改正前 (上記2(1)の改正後)	改正後
午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前10時から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が休日又は12月28日に当たる場合を除く。）は、午前9時30分から午後7時まで

3 実施時期

上記1及び2(1)の措置は平成26年4月1日から、上記2(2)の措置は同年6月1日から実施することとしました。

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第113号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「の日が休日」の右に「又は12月28日」を加え、「毎月
の第2水曜日及び第4水曜日（これらの水曜日が休日に当たる場合を除く。）」を削り、
「12月28日」を「12月29日」に改める。

第2条 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「午前10時」を「午前9時30分」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から
施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)